

研究活動の不正防止に関する責任体制図

(研究活動に係る不正行為防止等に関する規程)

最高管理責任者(学長)

規程第3条
・研究倫理の向上
・研究不正の防止

必要な措置 ↓ ↑ 状況報告

統括管理責任者 (理事(研究, 社会連携, 産学連携担当))

規程第4条
・公正な研究活動を推進するために必要な措置

必要な措置 ↓ ↑ 状況報告

研究倫理教育責任者(部局長)

規程第5条第3項
・研究倫理に関する教育の実施

必要な措置 ↓ ↑ 状況報告

研究倫理教育副責任者

規程第5条第4項
・研究倫理教育責任者は、必要に応じて研究倫理教育副責任者を置くことができる。

規程第5条第3項

研究倫理教育責任者(部局長)は以下のとおり

教育学部長、経済学部長、医学部長、理工学部長、福祉健康科学部長、
大学院教育学研究科長、大学院経済学研究科長、大学院医学系研究科長、
大学院工学研究科長、大学院福祉健康科学研究科長、グローバル感染症研
究センター長、教育マネジメント機構長、研究マネジメント機構長、学術情報
拠点長、地域連携プラットフォーム推進機構長、減災・復興デザイン教育研
究センター長、保健管理センター所長、IRセンター長、事務局長

規程第5条第4項

研究倫理教育副責任者は以下のとおり

教育学部副学部長(研究担当)、経済学部副学部長、医学部副学部長(総
務・研究担当)、理工学部副学部長、理工学部事務長、福祉健康科学部研究
倫理マネジメント委員長、大学院教育学研究科副研究科長、研究マネジメント
機構副機構長、IRセンター次長